

高齢運転者による事故防止のための
限定条件付運転免許制度の創設等
に係る要望

令和元年9月10日

大 阪 府

高齢運転者による事故防止のための 限定条件付運転免許制度の創設等に係る要望

今年度に入り、東京都豊島区や福岡県福岡市などにおいて、高齢者が運転する自動車の暴走により、運転者や歩行者らが死傷する痛ましい事故が相次いで発生している。

本府においても、高齢者が運転する自動車がブレーキとアクセルの踏み間違えにより暴走し、軽傷で済んだものの、4人の歩行者がはねられる事故が発生するなど、高齢運転者による交通事故は減少の兆しが見えない状況である。

また、2018年中の全年齢に占める75歳以上の運転者による死亡事故の割合は、過去10年間で最も高い14.8%となっている。

こうした昨今の交通事故の情勢を受け、本年6月、国において、高齢運転者等の交通安全緊急対策が取りまとめられたところである。

急速な高齢化の進行に伴い、高齢者の免許保有者数は、今後ますます増加する見込みであり、早急に対策を講じなければ、こうした悲惨な事故が繰り返され、府民の安全が脅かされることになる。

ついては、高齢運転者による不幸な事故が二度と生じないよう、着実に緊急対策を推進するとともに、下記事項を今後の対策に反映するよう強く要望する。

記

1. 運転リスクが高い75歳以上の高齢運転者に対し、運転免許証の取消処分等を適切に実施できるよう、以下の取組みを行うこと。

(1) 認知機能検査の厳格化

免許更新時に実施される現行の認知機能検査は、免許証の更新期間が満了するまでは何度でも再受検が可能であり、一旦「認知症のおそれがある」と判定(2018年で延べ約5万5千人)されたとしても、そのうち年間約9千人もの高齢者が、

再受検の結果、判定が覆り、医師による認知症の診断を受けることなく免許が更新されている。については、認知機能検査を原則再受検不可とするよう、制度を厳格化されたい。

(2) 実車試験制度の創設

実際に死亡事故を起こした高齢運転者は、一般の高齢運転者に比べ、高齢者講習の実車指導において、運転行動上の指摘を受けた割合が高くなっている。しかし、実車指導時に運転リスクが高いことが明らかになったとしても、現行制度上は免許証の更新が認められる。については、実車試験により運転技能を判定する制度を新たに導入されたい。

2. 「安全運転支援機能搭載車」限定条件付免許制度の創設

上記のとおり現行制度を見直すことで、運転リスクが高い者の免許取消等を厳格に判定するとともに、免許取消等に至らないが、認知機能の低下や実車試験により一定の運転リスクがあると判定された者については、安全運転支援機能搭載車のみ運転できる限定条件付きの免許制度を新たに導入されたい。

令和元年9月10日

大阪府知事 吉村 洋文